

# 安全で災害に強い

## まちづくり

● 問い合わせ 建築指導課

(本庁舎4階) ☎ 34-3255 ☎ 33-2939

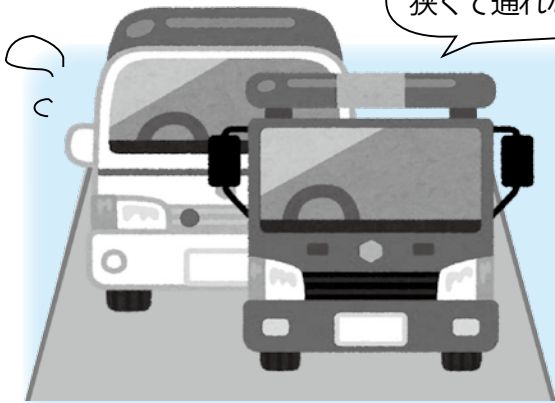
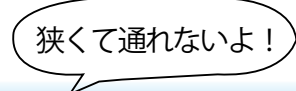
市では、安全で災害に強いまちづくりのための事業を実施しています。お気軽にご相談ください。



### 狭い道路を広げましょう

#### 狭あい道路拡幅整備事業

狭あい道路に接する敷地で建物の建て替えなどをす  
る際に市と協議を行い、後  
退用地を寄付していただく  
ことにより、道路を拡幅し

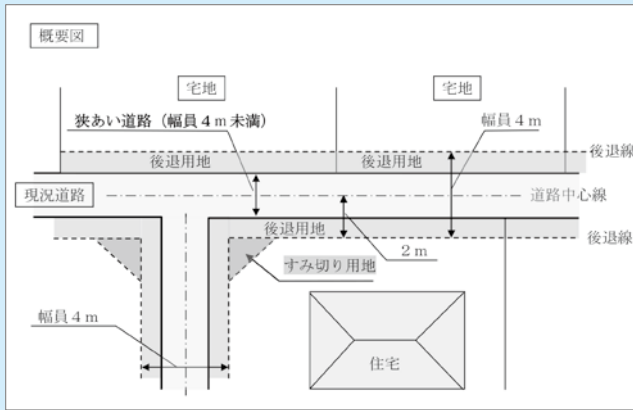


ていく事業です。

狭い道路を拡げることによ  
り、日照・通風・延焼防止だ  
けでなく、災害時の避難行動  
や防火活動に有効な空間  
が生まれます。また、道  
路拡幅整備を促進するた  
めの補助制度があります  
ので、詳細についてはお  
問い合わせください。

#### 狭あい道路とは

市街化区域内の幅員1.8  
メートル以上4メートル  
未満の市道のこと。  
狭あい道路に接する敷  
地に建築物を建築する場  
合、原則として道路の中  
心線から両側にそれぞれ  
2メートル後退した線を



家具の  
転倒防止金物を  
設置しましょう



地震発生時における被害  
の防止・軽減を図るため、  
家具転倒防止金物の設置工  
事費の一部を補助します。

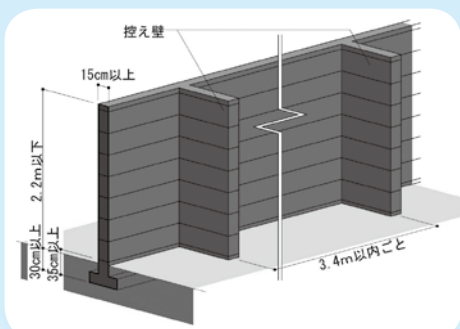
道路の境界線とみなします  
したがって、後退線までの  
部分(後退用地)は道路と  
みなされ、建築物、塀など  
は建築することができませ  
ん。

### 自宅のブロック塀の定期的な安全点検を

古いコンクリートブロッ  
ク造や、大谷石・レンガな  
どの組積造の塀は、メンテ  
ナンスせずに放っておくと  
倒壊の危険があります。

- ② 壁厚15センチ(高さ2メ  
ートル以下の塀は10セ  
ンチ)以上
- ③ 塀の内部に鉄筋が入っ  
ている
- ④ 塀の長さ3.4メートル以下  
ごとに、控え壁がある
- ⑤ 基礎の丈35センチ以上、  
かつ、地面に30センチ  
以上埋め込む

※鉄筋の数や位置等の詳細  
な規定は省略しています。



ブロック塀等に関する不  
明・不安なこと等のご相談  
をお受けしています。

#### ブロック塀等の基準

建築基準法では、ブロッ  
ク塀や組積造の塀の基準が  
あります。

- 【ブロック塀】
- ① 高さ2.2メートル以下

### 古い住宅の耐震化を進めましょう

地震に対する住宅の安全性向上と災害に強いまちづく  
りを目指して、昭和56年5月31日以前に着工された木造  
住宅に対して、「無料の耐震診断」や「耐震シエルト・  
耐震ベッド設置工事」等の費用の一部を補助します。

